

小平三田会会則

第1条（名称）

本会は小平三田会と称する。

第2条（事務所）

本会は事務所を小平市内に置く。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦を深め地域社会に貢献することを目的とする。

第4条（運営）

1. 本会は特定の個人または法人、団体の利益を目的とした事業は行わない。
2. 本会はこれを特定の政党、政治家及び宗教のために利用しない。

第5条（会員）

本会会員は小平市内及び近隣に在住、または在勤の慶應義塾塾員、あるいは本会役員会で承認された慶應義塾塾員をもって構成する。

第6条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
会長 1名 副会長 3～5名以内
幹事長 1名 副幹事長 若干名
幹事 10名以内 会計2名 監事2名
2. 本会には顧問を置くことができる。

第7条（役員の仕事及び権限）

1. 会長は本会を代表し統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
3. 幹事長は本会の会務を遂行する。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは代行する。
5. 幹事は幹事長、副幹事長を補佐する。
6. 会計は本会の会計を掌握する。
7. 監事は会の運営状況及び会計状況を監査する。

第8条（役員を選任）

役員は総会で選任する。

第9条（役員任期）

1. 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
2. 第1項にかかわらず会長と幹事長は2期4年を限度とする。

第10条（総会）

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 総会は年一回会長が招集し開催する。
3. 総会は会則の改廃、役員を選任、決算及び予算その他重要事項につき決定する。

第11条（役員会）

1. 役員会は第6条の役員をもって構成する。
2. 役員会は会長が必要と認めたとき開催する。
3. 役員会は総会の決定に基づき、会務の執行を決定する。

第12条（決議）

総会及び役員会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに依る。

第13条（費用等）

1. 本会の会計年度は4月から3月とする。
2. 本会の運営費用等は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
3. 本会の入会金は1000円とし、年会費は年3000円とする。
4. 年会費は事由の如何にかかわらず会員へ返金しない。
5. 本会の解散時は、会計残高を全額慶応義塾に寄付する。

第14条（会員の資格喪失）

1. 会員の資格喪失は ①退会 ②死亡 ③除名 の場合とする。
2. 本会の名誉毀損または本会の趣旨に反する行動をした者は、役員会の決裁をもって除名することができる。
3. 年会費を2年連続して未納の者は役員会の決裁をもって会員資格を喪失する。

附則

この会則は平成 28年 3月 19日に制定、同日より実施するものとする。